平成２４年（フ）第１８８０号
埼玉県越谷市東越谷９丁目115－１
債務者　上野　美樹（旧姓船橋）
１　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８８１号
東京都八王子市長房町588―10―306
債務者　田場　慎一
１　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８８２号
東京都八王子市長房町588―10―306
債務者　田場摩由美（旧姓奥田）
１　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８８３号
神奈川県横浜市港南区野庭町224　第３ハイツ織茂202
債務者　鈴木　清美
１　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８８４号
東京都江東区塩浜２丁目７―21―503
債務者　島田　真弓
１　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８８５号
神奈川県相模原市緑区二本松３丁目19―18―103
債務者　三上　考則
１　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８８６号
千葉県千葉市緑区誉田町２丁目27―131　リバティサイトウⅡ103
債務者　末吉　信矢（旧姓塚田）
１　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８８７号
埼玉県草加市北谷２丁目35―40
債務者　長屋　裕枝
１　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８９６号
東京都豊島区千早３丁目31―８
債務者　小川　太市
１　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８９８号
千葉県木更津市潮浜２丁目１―15
債務者　目仲　正人
１　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８９９号
東京都品川区小山台１丁目20―６―202
債務者　辻本　一夫
１　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９１３号
千葉県野田市尾崎747―４―103
債務者　田川　純子
１　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９１４号
東京都東久留米市滝山５丁目１－４
債務者　藤田　利美
１　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９１６号
東京都港区南麻布４丁目６―17―2104
債務者　マンズール　アハマド
１　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９１９号
神奈川県鎌倉市材木座２丁目６―47―201
債務者　芦田　恭美
１　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部